

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第196回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は四つございます。

議題1「個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

○恩賀企画官 議題1「個人情報の保護に関する基本方針の見直しの方針について」御説明申し上げます。

資料は2点ございますが、まず、資料1－2に沿って御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきますと、現行の基本方針の概要がございます。

最初の四角でございますが、政府は、個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき、基本方針を策定しております。

その下の点線の四角囲いでございますが、今申し上げた第7条第1項により、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、定めなければならないとされております。

具体的な内容でございますが、その下の第2項に、八つほど法定記載事項がございます。

一つ目が、基本的な方向、二つ目が、国が講ずべき措置に関する事項、三つ目から六つ目まででございますが、国以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、個人情報取扱事業者等の措置に関する基本的な事項でございます。

七つ目でございますが、苦情の円滑な処理に関する事項、最後に、その他重要事項でございます。

手続といたしましては、その下の第3項以降でございますが、基本方針の案について、閣議決定を求めることと、閣議決定後は、遅滞なく基本方針を公表することとなっております。

今回は、この見直しということで、その下の第5項ですが、今御説明させていただいた手続関係を今回の変更について準用するものでございます。

また少し上に戻っていただいて、二つ目の四角、現行の基本方針でございますが、こちらに書かれておりますとおり、個人情報保護法の第1条の目的、すなわち個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという目的を実現するために、施策の推進の基本的な方向、国が講ずべき措置、地方公共団体等が講ずべき措置の方向性を示してございまして、これらの官民の幅広い主体がこの基本方針に即して、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請するものでございます。

次のページが、具体的な概要となっております。

先ほど御説明した第7条第2項の各項目について、全体でお示したものでございます。

一つ目が、基本的な方向でございますが、個人情報をめぐる状況、法の理念と制度の考え方、国際的な協調、情報セキュリティ対策の取組について記載してございます。

二つ目が、国が講ずべき措置に関する事項でございますが、各行政機関等の保有する個人情報の保護の推進、事業者の保有する個人情報の保護の推進、個人情報保護委員会の活動状況等の公表、国際的な取組、不正アクセス等への対応について記載してございます。

三つ目は、地方公共団体関係の基本的な事項でございますが、地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進、広報・啓発等住民・事業者等への支援、国・地方公共団体の連携の在り方が記載されております。

右上の四つ目は、独立行政法人等が講ずべき措置の基本的な事項、その下の五つ目は、地方独立行政法人等についての同様の事項、六つ目は、個人情報取扱事業者等に関する基本的な事項といたしまして、例えば匿名加工情報に関する事項や、認定個人情報保護団体に関する事項が記載されております。

七つ目は、苦情の円滑な処理に関する事項でございますが、各主体、すなわち事業者自身の取組、認定個人情報保護団体の取組、地方公共団体における取組、国民生活センターにおける取組、最後に個人情報保護委員会における取組を記載してございます。

八つ目のその他重要事項といたしましては、いわゆる3年ごとの見直しに関する記載をしておるところでございます。

続いて、これまでの基本方針の変更等について御説明させていただきます。

次のページでございますが、左側に個人情報保護法の成立と改正の経緯を記載してございます。2003年に法律が成立いたしまして、2015年に改正されております。このたび、2020年と2021年にそれぞれ3年ごと見直し規定に基づく法改正と、デジタル社会形成整備法に基づく法改正がございましたので、今回、これらを踏まえての基本方針の変更ということでございます。

その右上に、これまでの基本方針の策定、変更についてマッピングしてございまして、これらの概要について、次のスライドで御説明させていただきます。

こちらのページは、基本方針の主な変更内容でございます。

最初に、2004年4月には、個人情報保護法の成立に伴い、基本方針を策定してございます。

続いて、2008年4月でございますが、基本方針の中の、基本方針を3年ごとに見直すという規定に基づいて変更されたもので、主に三つのポイントがございました。

一つ目が「いわゆる『過剰反応』への対応」ということで、積極的な広報啓発活動に取り組むことや、法律・条例の適切な解釈・運用を図ることの重要性等が明記されております。

二つ目でございますが、国際的な取組への対応といたしまして、OECD、APEC、

EU等で進められております国境を越えた枠組みを踏まえまして、我が国として必要な検討をすることの重要性を明記しております。

三つ目でございますが「消費者等の権利利益の一層の保護」ということで、事業者の自主的な取組といたしまして、利用停止等、委託処理の透明化、利用目的の明確化、個人情報取得元を具体化するといったことをプライバシーポリシー等に盛り込む重要性を指摘しております。

続いて、2009年9月と2016年2月は、一部変更がございましたが、それぞれ形式変更ということで、消費者庁の設置や個人情報保護委員会の設置に伴う個人情報保護法の所管の変更に伴い、変更されたものでございます。

2016年10月でございますが、2015年の個人情報保護法の改正と、2016年の行政機関と独立行政法人等の個人情報保護法がそれぞれ改正されたことに伴う変更でございます。

主に三つございまして、一つ目ですが「個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランス」を目的として明記したということでございます。

二つ目でございますが、主務大臣から個人情報保護委員会への監督権限の一元化につきまして、個人情報保護委員会で汎用的なガイドラインを策定すること、権限委任の場合の事業所管大臣との連携による個別事案対応等を明記してございます。

三つ目でございますが、情報セキュリティ対策、行政機関・独立行政法人等の非識別加工情報、個人情報取扱事業者における匿名加工情報等の関係を明記してございます。

最後に、一番直近の変更でございます。

2018年6月でございますが、データ流通の国際化や情報セキュリティ対策の重要性に伴う変更でございますが、一つ目の「国際的な整合性への対応」は、法第6条に基づきまして、個人情報保護委員会が国際的に整合の取れた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずることを明記してございます。

二つ目の不正アクセス等への対応といたしましては、情報セキュリティ対策として、個人情報保護委員会とNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等の関係省庁・関係機関との連携を行うことを明記しております。

最後に「グローバルな視点での監督」といたしまして、社会・経済活動のグローバル化、情報通信技術の進展に伴い増大する、個人情報を含むデータの国境を越えた流通及び利用に関しまして、個人情報保護委員会が多角的な視点で対応することを明記してございます。

以上が、これまでの主な変更内容でございますが、こういった流れも踏まえつつ、今回、見直しについて御審議いただくための方針をお示しさせていただきたいと思っております。

次に、その方針につきましては、資料1-1で御説明させていただきます。

「1. 見直しの趣旨・背景等」でございますが、先ほど御説明させていただいたとおり、現在、政府が個人情報保護法に基づき、基本方針を策定しておりまして、これに基づき、各関係主体が取組を実施している現状を記載しております。

二つ目の段落でございますが、令和2年6月に、令和2年改正法が成立しまして、今年

4月より全面施行予定になる旨を記載してございます。

三つ目の段落でございますが、令和3年5月に、いわゆる令和3年改正法が成立しまして、今年4月から行政機関及び独立行政法人等、来年春頃からは、地方公共団体等の関係について、それぞれ施行予定である旨を記載してございます。

最後の段落で、両改正法の施行に向けまして、両改正法の趣旨、そしてデジタル社会の進展等の個人情報をめぐる内外の状況の変化等を踏まえまして、基本方針の見直しを行う必要があることを記載してございます。

続いて「2. 見直しの方針について」でございます。

今回の見直しを行うに当たりまして、次の方針のとおり、五つ記載してございます。

一つ目は、デジタル社会の進展等により、官民や地域の枠を超えた事業や政策を企画立案・実施・評価する際、個人情報等の適正な取扱いを図る要請が高まっていること等を踏まえ、個人情報取扱事業者や行政機関等における連携協力の強化や取組の充実の必要性等について記述する、また、その中で個人情報保護委員会が果たすべき役割について、体制面の整備も含め、明記する、としてはどうかという方針でございます。

続いてのページでございます。

二つ目でございますが、令和2年改正法に基づき、請求権の拡大、不適正利用の禁止等の新しい義務、さらには仮名加工情報制度や認定個人情報保護団体制度等を踏まえまして、特に個人情報取扱事業者等に関する事項について、記述を更新してはどうかという方針でございます。

三つ目は、令和3年改正法の関係でございますが、複数の法律や条例から構成されていた法体系が個人情報保護法に統合・一本化され、個人情報保護委員会に所管が一元化されたり、国公立の病院・大学等について、民間事業者である病院等と同じ規律を原則として適用するなど、大幅な改正がございます。

こういった改正内容を踏まえまして、行政機関、独立行政法人など、そして地方公共団体や地方独立行政法人等に関する事項について、記述を更新してはどうかという方針でございます。

四つ目でございますが、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、漏えい等報告が義務化されたこと、そして先ほど御説明させていただいた個人情報保護委員会が一元的に監視監督することを踏まえまして、個人情報取扱事業者の個別事案への対応や、行政機関等への対応について示すべき内容を整理してはどうかという方針でございます。

最後の五つ目でございますが、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大し、国際的な制度調和を図っていく必要が更に増していることなどを踏まえまして、D F F T（信頼性ある自由なデータ流通）の推進の観点から、個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握、国境を越えた執行協力体制の強化について、示すべき内容を整理してはどうかという方針でございます。

御説明は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひいたします。

大島委員。

○大島委員 基本方針の見直しの方針について、説明ありがとうございました。

個人情報保護に関する基本方針は、個人情報保護に関する諸施策を総合的に、かつ一体的に推進するため、その枠組みと方向性を明らかにするものです。

今回の基本方針の見直しは、令和2年改正法及び令和3年改正法を踏まえたものとなります。個人情報を取り巻く環境は、国内外において常に目まぐるしく変化しております。

個人情報保護委員会の役割や体制も大きく変わる中、政府としてどのような統一方針を示そうとしているのか、世間からの注目は極めて大きいものと考えられます。したがって、個人情報保護委員会としてしっかりと対応してもらいたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか、御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいま大島委員から御発言ありましたように、個人情報を取り巻く国内外の状況は、様々に変化しており、その中で、本年4月の令和2年改正法、令和3年改正法の両法の施行に向けて、当委員会としてメッセージを広く発信していく必要があり、基本方針を見直すことは大変重要であると思います。

今、御意見いただきましたが、他に修正意見がないようですので、基本方針の見直しの方針について、意見公募手続を進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 番号法により、行政機関の長等が、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

今般、厚生労働大臣から当委員会に対し、全項目評価書が提出されましたので、評価書の概要について、事務局より説明いたします。

厚生労働大臣が実施する「公的年金業務等に関する事務」について、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

では、まず、資料 2-1 に基づいて、全項目評価書の概要を説明します。

まず、評価対象の事務については、12から43ページまでの別添 1 を御覧ください。

評価対象の事務は、厚生年金保険及び国民年金に関する業務等について、被保険者等に係る適用、保険料徴収、給付、記録照会・年金相談等を行っているものです。

今回、新たに追加された内容は、2点となります。

1点目は、32ページの「年金給付関係事務」の図を用いて御説明させていただきます。

図の左側「年金請求者・年金受給権者」から真ん中へ伸びる黄色矢印のとおり、請求書等を年金事務所等で受け付け、審査の上、システムに登録等を行っておりますが、公金受取口座登録者で公金受取口座の利用を希望する者については、図の右上にある「情報提供ネットワークシステム」から「公的給付支給等口座登録簿関係情報」を新たに入手します。

評価書上は、図の赤枠に囲まれた「年金業務システム」、「基礎年金番号管理システム」、「記録管理システム」及び「年金給付システム」の四つのシステム内にあるファイルを「公的年金業務等に関するシステム関連ファイル」という一つの特定期間情報ファイルとしておりますが、入手した「公的給付支給等口座登録簿関係情報」は、年金等の振込に必要な情報を「年金給付システム」の「年金受給権者ファイル等」に格納し、支払先口座として使用します。

また、39から41ページまでに記載の「年金生活者支援給付金関係事務」においても、同様に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」を入手し、使用します。

これに伴い、公的給付支給等口座登録簿関係情報等の入手・使用に係る評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

2点目は、令和3年10月定期支払分の年金振込通知書約97.5万件について、委託事業者の印刷設定ミス等により、振込金額等の記載内容を誤って印刷し、送付する事案が発生したところ、特定期間情報ファイルの取扱いの委託において発生したものではありませんが、当該事案及び当該事案の再発防止策を踏まえ、特定期間情報ファイルの取扱いの委託において、同様の事案が発生しないように、評価書のリスク対策の記載等を追記等しております。

続きまして、今回追記等したリスク対策の例を御説明させていただきます。

まず、公的給付支給等口座登録簿関係情報等の入手・使用に係るリスク対策について、3点説明させていただきます。

1点目は、67ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク」、「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」の最後から2番目のポツを御覧ください。

情報連携で取得した情報は業務上必要な範囲で各システムに保管し、業務に必要な権限を付与された者のみがアクセスできるように制御していること等が記載されております。

2点目は、72ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」の2ポツ目を御覧ください。

照会実施者は、業務目的に沿った範囲内で情報照会を実施するとともに、照会を行うごとにどの契機で何の目的のためにどの情報を照会したかを処理票に記録し、管理者は業務目的に沿った照会を行っているかを処理結果リストと突合し、確認すること等が記載されております。

3点目は、同じ箇所最後のポツを御覧ください。

本人が年金又は年金生活者支援給付金の請求をする際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公的給付支給等口座登録簿関係情報を情報照会する運用とすることにより、目的外の公的給付支給等口座登録簿関係情報の入手を防止すること等が記載されております。

続きまして、年金振込通知書の印刷誤り事案を踏まえた特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策について説明させていただきます。

69ページ下段の「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」の最後の段落を御覧ください。

委託事業者による印刷物等納品物の作成において、納品物の作成プロセスの各段階で、テスト品についても作業手法・工程を確認の上、各工程において必要な証跡を取得し確認するなど、作成プロセスの適切さを確認する立入・書類検査ルールを改善し、実効性を高めること、また、作成プロセスの検査を厳格に実施することを前提に、最終的なアウトプット段階においても、完成品の現物等で検査することを具体化すること等が記載されております。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2に基づき、事務局による精査結果を御説明させていただきます。

その上で評価書を審査いただき、承認するかどうか、御審議願います。

まず、表紙の次に目次がございますが「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル（公的年金業務等に関するシステム関連ファイル）」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において、慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、公的年金等の給付に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公的給付支給等口座登録簿関係情報を入

手し、使用する際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、個人情報ファイルの取扱いの委託において発生した年金振込通知書の印刷誤り事案及び当該事案の再発防止策を踏まえ、特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、同様の事案が発生しないようにリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の総評を御覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、公的年金業務等に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、事務を行う業務端末をインターネットに接続させないとともに、特定個人情報はインターネットに接続する端末や情報系システムの共有フォルダに保管しない旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施するとともに、厚生労働省及び機構本部が各拠点の実態を十分に把握した上で、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要であること。また、見直しの際には、厚生労働省及び機構本部が各拠点の実態を十分に把握した上で、より実効性のあるリスク対策を講じることが重要であることを記載しております。

精査結果の主な内容の御説明は以上です。

なお、本日の委員会で御承認を頂ければ、厚生労働省に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」を承認することといたしま

す。

事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるように、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題3「令和2・3年改正番号法 ガイドライン案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「令和2・3年改正番号法 ガイドライン案について」御説明申し上げます。

主な改正項目は、令和2年番号法改正に係る漏えい等報告及び本人通知に関する事項、デジタル社会形成整備法等による法令の改正に伴う形式的な改正でございます。

令和2年番号法改正により、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知が義務化されたことに伴い、マイナンバーガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）を改正するものです。

番号法においては、個人情報保護法と異なり、従前から漏えい等事案の委員会への報告は義務でありましたが、規則において、報告対象に漏えい等のおそれがある場合が追加され、速報・確報の2段階の報告なども追加されております。

本人通知については、個人情報保護法と同様に、新設規定となります。

以上の番号法規則の改正に基づき、ガイドラインでは、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置、委員会への報告及び本人への通知について、事例を含め具体的に説明しております。

一つ目として「漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置」として、事実関係の調査及び原因の究明、再発防止策の検討及び実施等を講ずることを記載しております。

二つ目として、委員会へ報告する際の「速報の時間的制限の目安」として、事態の発生を知った時点からおおむね3～5日以内と記載しております。

留意点といたしまして、※の一つ目ですが、本ガイドラインの改正に伴い「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）」、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（通知）（平成27年9月28日特個第581号）」を廃止し、本ガイドラインに移行します。

また、※の二つ目ですが、マイナンバーガイドライン（事業者編）については、令和3年9月に漏えい等報告・本人通知に関し改正済みです。

これらに加え、令和3年個人情報保護法の改正、令和3年番号法の改正等に伴い、マイナンバーガイドライン（事業者編）及び（行政機関等・地方公共団体等編）の形式的な改正も実施します。

本日、委員会で御審議いただいた後、意見公募手続を実施し、令和4年4月の改正番号法の施行に向けて、周知していくことを考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員

御説明ありがとうございます。

今回の改正については、漏えい等報告における本人通知の義務化等、新たに追加された事項がありますので、行政機関等においては関心は高いと思います。

よって、ガイドラインにのっとった対応が確実に行われるよう、丁寧に周知を行っていただきたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正意見がないようですので、原案のとおり、意見公募手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。よろしいですか。

では、議題4「改正個人情報保護法に基づく令和4年度の監視・監督活動の方向性について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「改正個人情報保護法に基づく令和4年度の監視・監督活動の方向性について」、御説明させていただきます。

本資料は、個人情報保護法の改正法施行に関しまして「1 新たな監視・監督の方向性」、
「2 監視・監督の方法」、参考として「地方公共団体等に対する事前調査」の監視・監督活動の方向性を示すものでございます。

本年4月の施行開始に向けて、本資料をベースに、より検討を進めた監視・監督活動の方針を示す文書につなげていくことを予定しております。

1スライド目の「新たな監視・監督の方向性」ですが、大きな方向性の一つ目として「漏えい等報告の義務化」がございます。

令和2年改正法により、令和4年4月から、民間部門において、個人の権利利益を害するおそれが大きい漏えい等事案については、委員会への報告が義務化されることとなります。

また、令和3年改正法により、令和4年4月から、行政機関及び独立行政法人等においても、同様に委員会への報告が義務化されることとなります。

これにより、委員会としては、各漏えい等事案に対する的確な分析と効果的な対応が求められることとなります。

大きな方向性の二つ目として「監視・監督対象の拡大」がございます。

令和3年改正法により、令和4年4月の一部施行から行政機関及び独立行政法人等が、

令和5年春の全面施行から地方公共団体及び地方独立行政法人が、これまでの民間部門に加えて、新たに委員会の監視対象に追加されることとなります。

公的部門が個人情報を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要でございます。

これにより、委員会としては、公的部門に対しては、より丁寧に個人情報の取扱いの実態を把握し、必要な改善を求めるなど、高度な監視を行う必要があると考えております。

2スライド目の「監視・監督の方法」にて、実際にどのように監視・監督を行っていくか、具体的に説明させていただきます。

まずは「平時における監視」として、総合案内所への通報やメディア報道等による各種情報を基に、平時における個人情報保護法の遵守状況を確認する活動がございます。

次に、公的部門に対して行う活動となりますが、施行状況調査として、保有する個人情報の安全管理措置の実施状況等について、全ての機関に対して毎年度報告を求める活動を実施します。

次も公的部門に対して行う活動となりますが、定期的・計画的な実地調査として、機関等の規模、保有する個人情報の量と質、近事における不適正事案の有無、社会的関心や影響度など、取扱状況を踏まえてグルーピングしまして、それぞれに応じた定期的・計画的な実地調査を実施いたします。

その際には、番号法に基づく立入検査における知見やスキルをいかしまして、個人情報保護法と番号法の遵守状況について、一体的な調査を検討いたします。

最後に「事案発生時の対応」として、漏えい等報告受付時には、原因及び再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないように、必要に応じ助言・指導や勧告等の法執行を行います。

また、日常的な監視や調査にて発覚した事案のうち、重大な事案については、民間部門に対しては資料の提出の求めや立入検査等を、公的部門に対しては資料の提出の求めや実地調査等を行い、適時適切な法執行を行ってまいります。

最後のスライドでは「地方公共団体等に対する事前調査」について御説明いたします。

令和3年改正法により、令和5年春の全面施行から地方公共団体及び地方独立行政法人も、委員会の監視対象に一元化されることとなります。

令和4年度中に事前調査として、地方公共団体等の個人情報の取得・保有状況を事前に把握するための調査を実施いたします。

具体的には、各機関の個人情報の取扱状況について、既に行っている番号法に基づく地方公共団体への立入検査に併せてヒアリングを実施することと、地方公共団体における法の施行準備を妨げることとならないよう留意しつつ、実態把握のための調査を実施することで、令和5年春からの効果的な監視活動の実現につなげてまいります。

本年4月の施行開始に向けまして、この資料にある方向性に沿って、今後、行政機関及び独立行政法人等の実態を踏まえて検討を進めまして、令和4年度の監視・監督活動の方

針につなげていくことを予定しております。

事務局からの説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 改正個人情報保護法の円滑な施行に向けては、事業者や行政機関、独立行政法人と十分なコミュニケーションを取りながら、それぞれの準備を滞りなく進めていくことが重要です。

今回の改正で、漏えい等報告が義務化されること、また、委員会が、個人情報の取扱いを一元的に監視・監督することを踏まえ、このように民間事業者の個別事案への対応や行政機関等への対応など、来年度の監視・監督活動の方向性を示すことは、必要かつ有意義だと思います。

今後も、委員会から、適時適切に監視・監督活動の方向・方針を対外的に示していくことが肝要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

加藤委員。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

令和3年改正法により、これまでの民間部門に加えて、行政機関等が新たに委員会の監視対象に追加されることとなりますが、行政機関等の個人情報の取扱いにおいて、透明性と信頼性の確保が特に重要であることについては、改めて強調しておきたいと思います。

このため、委員会としては、施行状況調査や定期的・計画的な実地調査などを織り交ぜながら、それぞれの行政機関等の保有個人情報の量や質、取扱状況などの実態を把握し、適時適切に法執行を行えるよう、施行に向けてしっかりと準備を進めていくことが必要であると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり、了承したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり了承いたします。

この方向性に沿って、今後、行政機関及び独立行政法人等と連携し、各機関の個人情報の取扱いの実態把握も踏まえつつ、令和4年度の監視・監督活動の方針につなげてまいりたいと思います。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してもよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。